

介護ワンストップサービスに関する これまでの取組と今後の方針について



令和2年3月17日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

厚生労働省 老健局

1. これまでの経緯

時期		経緯
平成30年	1月16日	「デジタル・ガバメント実行計画」(eガバメント閣僚会議決定)にて施策登録
	3月7日	サービスデザインワークショップを開催(実現方策の確認) ・実務担当者(自治体、関係業界)、関係省庁担当者(内閣官房 IT総合戦略室・番号制度推進室、厚生労働省 老健局 各制度所管課等)
	3月30日	新戦略推進専門調査会 電子行政分科会にて「介護保険に係る申請手続のオンライン化(介護ワンストップサービス)実現に向けた方策の取りまとめ」を報告
	6月15日	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「未来投資戦略2018」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」にて施策登録
	7月20日	「デジタル・ガバメント実行計画」(デジタル・ガバメント閣僚会議決定)にて施策登録
	9~11月	介護ワンストップサービスの対象となる手続の検討について、外部委託による調査を実施
	12月28日	「介護ワンストップサービスにおける事務の運用について」の発出 (厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡)
平成31年 令和元年	1月16日	「介護ワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン」の発出 (内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、内閣府大臣官房番号制度担当室、厚生労働省 老健局介護保険計画課)
	1月21日	マイナポータルを通じた介護ワンストップサービスを開始
	3月19日	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、自治体に周知
	3月27日	新戦略推進専門調査会 デジタル・ガバメント分科会にて状況を報告
	6月14日	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(閣議決定)にて施策登録
	6月21日	「成長戦略フォローアップ」(閣議決定)にて施策登録
	12月20日	「デジタル・ガバメント実行計画」(閣議決定)にて施策登録
令和2年	3月10日	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(書面開催)において、自治体に再周知

2. 介護ワンストップサービスについて

○介護保険に係る手続で、被保険者が自治体に対して行う行政手続のうち、年間取扱件数が10万件以上ある以下の9手続を対象に、平成31年1月より、マイナポータルを通じた介護ワンストップサービス(サービス検索及び電子申請)を開始。

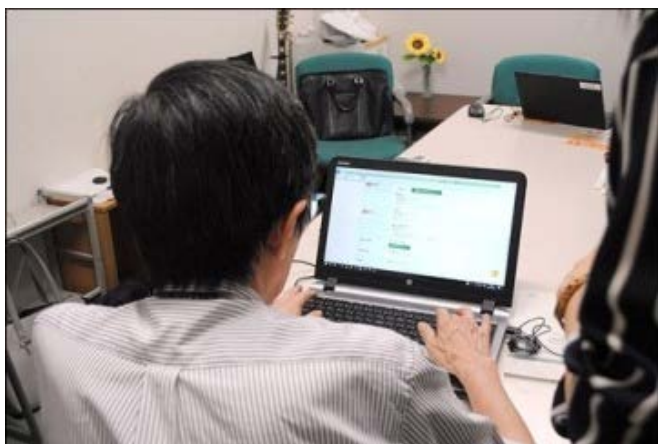
認定まで
サービス利用まで
負担軽減
更新等
死亡

<input type="checkbox"/> 被保険者証交付(65歳に到達した方に送付) ① 要介護・要支援認定申請(新規) ※		
要介護1~5		要支援1・2
居宅サービス	施設サービス	介護予防サービス
<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者と契約 ② 居宅サービス計画作成依頼の届出 ※	<input type="checkbox"/> 介護保険施設と契約	<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)と契約 ② 介護予防サービス計画作成依頼の届出 ※
ケアプランに応じた各種サービスを利用		
<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問介護 ● 通所介護 ● 短期入所生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人福祉施設 [原則要介護3以上] ● 介護老人保健施設 ● 介護療養型医療施設 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・日常生活支援総合事業 ● 介護予防短期入所生活介護 など
⑤ 高額介護サービス費の支給申請 ※ ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 ※ ⑦ 居宅介護福祉用具購入費支給申請 ※ ⑧ 居宅介護住宅改修費支給申請 ※ <input type="checkbox"/> 高額医療合算介護サービス費の支給申請 など		⑤ 高額介護予防サービス費の支給申請 ※ ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 ※ ⑦ 介護予防福祉用具購入費支給申請 ※ ⑧ 介護予防住宅改修費支給申請 ※ など
① 要介護・要支援認定申請(更新) ※ ① 要介護・要支援認定申請(区分変更) ※ <input type="checkbox"/> 介護給付等対象サービスの種類変更申請 <input type="checkbox"/> 介護保険資格喪失届		③ 負担割合証の再交付申請 ※(毎年7月一斉交付) ④ 被保険者証の再交付申請 ※ ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請 ※

3. 介護ワンストップサービスの周知

令和元年(平成31年)

- 1月21日 マイナポータルを通じた介護ワンストップサービスを開始
- 3月19日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、自治体に周知
- 9月25日 芝地区高齢者相談センター(港区立芝地域包括支援センター、東京都港区)で介護ワンストップサービスの電子申請を試行実施



(出典:「広報誌『厚生労働』令和元年11月号」(発行:(株)日本医療企画、編集協力:厚生労働省))

- 11月1日 「広報誌『厚生労働』令和元年11月号」(発行:(株)日本医療企画、編集協力:厚生労働省)において港区での試行実施に関する記事を掲載
- 12月24日 WAM NET(運営:(独)福祉医療機構)において介護ワンストップサービスの利用方法等を紹介

令和2年

- 3月10日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(書面開催)において、介護ワンストップサービスの積極的な導入を自治体に依頼

4. 介護ワンストップサービスの導入状況

○介護ワンストップサービスについて自治体やケアマネージャー、介護事業者等に対して周知を行ったところ。令和元年12月時点で、インターネットで手続の検索・比較が可能な自治体は154団体、電子申請が可能な自治体は34団体となっている。

1. インターネットで手続の検索・比較が可能

市区町村数 (人口カバー率)	平成31年3月25日 → R元年12月31日 15団体 → 154団体 (28.9%)
-------------------	--

2. 電子申請が可能

市区町村数 (人口カバー率)	平成31年3月25日 → R元年12月31日 2団体 → 34団体 (2.7%) 〔 R2年3月末には94団体(8.3%)となる予定 〕
-------------------	--

※ 「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計

5. 自治体における導入促進に向けた課題と対応策

- 自治体における導入促進に向けた課題を分析するため、6市町村に対してアンケート調査を緊急実施（令和2年2月）。
- 自治体に対するアンケート調査結果を踏まえ、下記の対応策を講じる。

	導入促進に向けた課題	対応策
①	<p>【課題1】 手続きがオンラインで完結しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きをオンラインで申請しても、「介護保険被保険者証」や「負担割合証」を別途郵送で送付を求められるため、手続きがオンラインで完結せず、申請者に対して二度手間となっている。 	<p>【対応1】 添付書類の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きの際に添付を求める「介護保険被保険者証」や「負担割合証」について、添付書類の在り方について、自治体や関係団体の意見を取り入れながら調査を行い、令和2年度中を目処に方策を取りまとめる。
②	<p>【課題2】 オンラインで代理申請できることが認知されていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険に関する手続きでは、被保険者本人だけでなく、ケアマネジャーや介護サービス事業者が代理で申請を行うものも多いが、オンラインで申請を行う場合でも代理で申請できることについて、ケアマネジャーや介護サービス事業者において十分に認知されていない。 	<p>【対応2】 介護サービス事業者等への周知及び導入促進の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ワンストップサービスのリーフレットを作成し、介護サービス事業者等に対して、対象手続きや代理申請が可能であること等、サービス内容を周知する。 ・ 介護ワンストップサービスを開始している場合に点数化されるよう、2020年度保険者機能強化推進交付金等評価指標に項目追加することを検討。 ・ 介護サービス事業者等への周知と並行して、自治体に対してサービスの積極的な導入を依頼する。
③	<p>【課題3】 自治体でのオンライン申請画面の作成が手間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体でぴったりサービスを導入するためには、オンライン申請画面の作成が必要となるが、自治体ごとの申請様式を確認しながら入力項目の精査を行った上で申請画面を作成するため、作業の手間が大きい。 	<p>【対応3】 オンライン申請画面のひな型を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ワンストップサービスのオンライン申請画面のひな形（プリセット推奨フォーマット）を自治体に提供し、入力項目の精査等を省力化する。 ・ 併せて、プリセット推奨フォーマットを基にぴったりサービスのオンライン申請画面を作成するための作業を簡素化する。
④	<p>【課題4】 申請データを基幹系システムに自動的に取り込む場合、システム改修等に費用がかかる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体でぴったりサービスを導入する際、申請データを各自治体の介護保険システムに取り込むためには、システム改修等を行う必要があり費用負担を生じる。 	<p>【対応4】 システム改修等への補助金制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の介護保険システムの改修等に対する補助金制度について、自治体に周知する。

(参考)自治体が行うオンライン申請画面作成の簡略化

○自治体が行う介護ワンストップサービスのオンライン申請画面の作成において、あらかじめプリセットされた申請様式の推奨フォーマットを活用することで、ボタン一つで、推奨フォーマットをコピーして作成できるよう簡略化

※仮に、申請画面の入力項目を追加・変更したい場合、追加・変更分のみ作成すればよい

※現在、プリセットする推奨フォーマットを検討中

通常的方式



推奨フォーマットのプリセット方式

